

## 「全国若手町村長会」災害時の応援に関する協定書

### (目的)

第1条 この協定は、全国若手町村長会に加盟する町村のうち、別紙参加申込書にて参加表明した町村及び第9条1項ただし書により参加を継続する町村（以下「参加町村」という。）で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害、又はそれに類する事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、被災参加町村（以下「被災町村」という。）自らが被災者等の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災町村等に向け他の参加町村が行う広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

### (応援町村)

第2条 災害時等において、参加町村は、救援内容に関し情報を集約し救援活動の効率、効果を高めるため、情報を集約するセンターとなる「主たる応援町村」を決定するものとする。

2 各参加町村は、救援活動の内容を、「主たる応援町村」に情報提供するものとする。ただし、救援活動を優先し、情報提供が事後となることは許容される。

3 「主たる応援町村」は各参加町村から前号に定める情報を集約し、参加町村に適切な形で情報共有するものとする。

4 各参加町村は第3条に定める各応援類型を行う際、「主たる応援町村」の情報開示を待ったり、指示を待つ必要はなく、各々の判断により活動できるものとする。

### (応援類型)

第3条 応援町村が行う応援の類型は、次のとおりとする。

(1) 災害等の発生初期に実施するプッシュ型支援

被災町村の要請の有無にかかわらず、スピード感を重視し応援町村側で考えて行う支援をいう。

(2) 災害等の発生初期を脱した以降の補完型支援

各県や各町村会等で応援体制が確立した後に、原則的に被災町村の要請に基づき、前記の応援体制では実現できないような性質の支援や、よりきめ細かい支援をいう。支援期間は、応援町村と被災町村で協議するものとする。

(3) その他必要と考えられる支援

### (応援の内容)

第4条 応援町村が行う応援の内容は、前条各号の別を問わず次のとおりとする。

(1) 物資等の提供およびあっせん並びに人員の派遣

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあっせん
  - イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供並びにあっせん
  - ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん
  - エ 避難、救援・救護、救助活動、応急復旧等に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (2) 避難場所等の相互利用、緊急輸送路の共同啓開等被災町村等の境界付近における必要な措置
  - (3) 被災者等の一時収容（二次避難等）のための施設の提供
  - (4) 医療機関による傷病者の受け入れ
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、応援町村が特に必要と思われる事項又は被災町村が特に要請する事項
- 2 各参加町村は、前項の応援が円滑に実施できるよう必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

(応援要請の手続)

- 第5条 被災町村は、第3条第2号又は第3号に定める支援を受けようとする場合、その内容を、主たる応援町村に要請するものとする。ただし、通信のトラブル等何らかの事情が発生し、限られた参加町村のみに連絡ができる状況に陥っている場合は、連絡可能な参加町村に連絡し要請に代えるものとする。
- 2 要請は、以下各号の内容を含めるものとする。
- (1) 被害の状況
  - (2) 資機材、物資を求める場合にあつては、資機材、物資の品名、規格、数量等
  - (3) 人員を求める場合にあつては、職員の職種別人員
  - (4) 応援場所及び応援場所までの経路
  - (5) 応援を必要とする期間
  - (6) その他応援に関し、必要な事項
- 3 各参加町村は、前項の要請を円滑にするため、日ごろから通信手段の整備に努めるものとする。
- 4 参加町村のいずれかが災害等に被災したと考えられるものの、通信途絶等により本条第1項に定める要請がない場合、他の参加町村は速やかにその被災状況について、自主的に情報収集を行い、第3条第1号に定めるプッシュ型支援を実行するよう努めるものとする。

(経費の負担)

- 第6条 応援に要した経費の負担は法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号の通りとする。

- (1) 第3条第1号に定めるプッシュ型支援の経費 応援町村が負担
  - (2) 第3条第2号に定める補完型支援の経費 被災町村が負担
  - (3) 第3条第3号に定める「その他の支援」の経費 あらかじめ協議の上決定
- 2 応援職員が応援業務により負傷、疾病に罹患又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援町村の負担とする。
  - 3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災町村が賠償の責に任ずる。ただし、第3条第1号に定めるプッシュ型支援の場合は、応援町村が賠償の責に任ずる。被災町村への往復の途中において生じたものについては、応援町村が賠償の責に任ずる。
  - 4 前3項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災町村等及び応援町村が都度協議するものとする。

(情報交換)

第7条 各参加町村は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、他の参加町村の地域防災計画、防災訓練の内容その他必要な情報を相互に交換するものとする。

(協議体の設置)

第8条 この協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため各参加町村による協議体を設置するものとし、事務局を長野県御代田町内（防災担当部署）に置く。

- 2 各参加町村は、あらかじめ救援活動及び協議体に関する連絡担当部署を定める。

(協定離脱)

第9条 参加町村のうち、町村長が全国若手町村長会を退会した場合、本協定を離脱するものとする。ただし、退会の事由が年齢による自動的な場合であって、退会後も同一人物が当該町村の町村長の職にある場合であり、当該町村(町村長)が参加継続を申し出たときは、当該人物が町村長の職にある間(再任を含む)、引き続き本協定に参加できるものとする。

- 2 前項にかかわらず、3カ月前までの申し出により、本協定を離脱することができるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、その都度、関係町村が協議して定める。

附 則

この協定は、令和8年4月1日施行する。